

宮城県監査委員告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 6 年 6 月 28 日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	吉田	計

記

- 1 監査委員の報告日  
令和 6 年 3 月 25 日
- 2 通知のあった日  
令和 6 年 5 月 28 日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
  - (1) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
    - イ 監査委員の報告の内容  
生活福祉資金貸付金償還金等において、多額の長期滞留債権が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。
    - ロ 措置の内容  
宮城県社会福祉協議会においては、長期滞留債権に占める東日本大震災時に実施された緊急小口資金特例貸付の割合が高いことから、平成 27 年に設置した「生活福祉資金未収金縮減対策会議」を毎年開催し、滞納者の生活状況を把握するための調査を実施するなどして、未収金の縮減に取り組んでいる。  
県としては、生活福祉資金貸付金の貸出及び償還等の進捗状況を管理するとともに、今後も未収金の縮減対策（償還促進対策・その他有効な対策の検討等）について、宮城県社会福祉協議会との意見交換を適宜行い、未収金の縮減が一層進むよう指導・助言を行っていく。
  - (2) 団体名 宮城県住宅供給公社
    - イ 監査委員の報告の内容  
立替金において、精算が遅延しているものが認められたので、引き続き改善を図る必要がある。
    - ロ 措置の内容  
立替金の精算遅延に係る対象者は、家賃滞納者であるなど回収困難な案件が多いことから、対象者の所在や生活状況等の的確な情報把握と、状況に応じた債権管理が適切に実行されるよう、毎月開催している「県営住宅の管理に関する連絡調整会議」等の機会を通じて引き続き助言・指導を行っていく。